

令和5年度 指定障害福祉サービス事業者等集団指導 寄せられた質問に対する回答

(資料1の7ページについて)

問1 利用者さんをくわえての担当者会議とはどのように行えば良いか。利用者が会議に参加する際は、会議の最初から最後までに参加が必要か。それとも支援者間で事前の打ち合わせや方向性等を協議した後に、改めて会議を開催し参加していただく形でも良いか。

(答)

サービス担当者会議・個別支援会議への利用者本人の参加については、国のQ&Aにより、仮に本人による発言が困難な状態である場合であっても、本人の状態を直接確認することで、意思と選好の推定を行うべきものであるとされているが、本人の病状が悪化しており、面会謝絶の状態にある、本人の参加を求めることで、本人の状態が悪化することが見込まれる等の場合を除くとされている。

そのため、市としては、特性を考慮した上で利用者の意思決定を支援するための工夫として事前協議を行うことは可能であると考えます。(特性上、短時間で会議を終える必要がある、わかりやすく手短かに会議を進める必要がある場合等)

※Q&A：令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1 (令和6年3月29日)

(資料1の10ページについて)

問2 個別支援計画を相談支援事業者等へ交付するとあるが、交付した証拠等の記録は必要か。

(答)

個別支援計画の交付については、国の省令により、利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付しなければならないとされている。

国から交付した際の証拠等の記録については示されていないが、市としては、トラブル回避のため、交付日・方法を記録に残すことが望ましいと考える。

※省令：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)

(資料1の30ページについて)

問3 支援プログラムを事業所ごとに策定し、公表するとあるが、支援プログラムとはどういったものか。個別支援計画とは異なるのか。また、公開先は保護者、関係機関（相談支援事業所、学校）等への限定での公表でよいのか。

(答)

国の解釈通知によれば、支援プログラムとは、5領域との関連性を明確にした当該障害児通所支援事業所全体の指定障害児通所支援の実施に関する計画であり、利用者個々の状況に応じた個別支援計画とは異なるものとなる。

支援プログラムの公表については、同じく国の解釈通知により、インターネットの利用その他の方法により広く公表しなければならないとされている。

※解釈通知：児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第12号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

(資料1の32ページについて)

問4 延長加算はどういった場合に加算がとれるのか。具体的な仕組みを知りたい。

(答)

延長加算の取り扱いについては、国の留意事項通知により定められおり、国のQ&Aにより様々な状況での取り扱いについて示されている。

市では、これらを参考に基本報酬と延長支援加算について図で示したので、別紙の「【児発・放デイ】基本報酬と延長支援加算の判断基準」を参考にしていきたい。

※留意事項通知：児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う留意事項について

※Q&A：令和6年度 障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援）に関するQ&A VOL.3（令和6年5月2日）

(資料2の16ページについて)

問5 個別支援計画での意思決定支援の記載方法について。

(答)

利用者の意思決定支援については、国の解釈通知により、「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて」（平成29年3月31日付け障発0331第15号）をふまえることとなっている。個別支援計画の作成例も記載されているので、参考にしていきたい。

※解釈通知：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）